

令和 8 年氷川町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日時：令和 8 年 2 月 10 日（火） 午後 1 時 30 分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：8 名

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1 番 欠 | 2 番 欠 | 3 番 小田 敏勝 |
| 4 番 前田 英一 | 5 番 木野 武盛 | 6 番 滝本 博文 |
| 7 番 欠 | 8 番 欠 | 9 番 井副 陽子 |
| 10 番 本山 満 | 11 番 欠 | 12 番 欠 |
| 13 番 伊藤 秀子 | 14 番 永田 裕二 | |

4. 出席農地利用最適化推進委員：12 名

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 片山 一哉 | 2 番 本田 信義 | 3 番 宮本 一夫 |
| 4 番 田中 幸喜 | 5 番 中川 正人 | 6 番 増住 公成 |
| 7 番 前田 洋志 | 8 番 有田 達也 | 9 番 立川 清一郎 |
| 10 番 鉄島 敬一 | 11 番 松田 継司 | 12 番 欠 |
| 13 番 本田 進 | | |

5. 議事日程

日程 1. 開会

日程 2. 会長挨拶

日程 3. 議事録署名委員の指名について

日程 4. 報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農用地使用貸借契約の合意解約について

日程 5. 議案審議

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画書（所有権移転）について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画書（利用権設定）について

日程 6. その他

日程 7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 坂梨 俊弘 | 事務局長補佐 河野 秀和 |
| 係長 田中 宏幸 | 主事 上田 菜月 |
| 会計年度職員 福田 涼子 | |

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和8年氷川町農業委員会第2回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、13番、伊藤委員、3番、小田委員を指名いたします。

つぎに報告事項についてです。

報告(1)、(2)について事務局より説明願います。

福田職員 報告(1)、(2)についてご説明します。資料は1ページと2ページをご覧ください。(1)は有料の貸借の合意解約で、(2)は無料の貸借の合意解約です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

次に議案審議についてです。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。

番号1について事務局より説明願います。

田中係長 議案第3号、1番についてご説明します。

3ページをご覧ください。

申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区にある農地で、贈与による所有権移転の許可申請です。

譲渡人は、相続により所有権を取得し、町内にお住まいですが、農家ではなく、財産処分を考えられており、今回、譲渡人

の親戚である、譲受人に所有権移転をすることに合意され申請されました。

譲受人は当該農地を取得し、水田（稲）として、今後、農地を効率的に管理・利用されると思われ、許可要件を満たしていると思われま

す。

永田議長 以上で説明を終わります。
ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を鉄島推進委員よりお願いします。

鉄島推進委員 2月3日午後2時00分より、申請者代理人立会いのもと現地を確認いたしました。
申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われま

す。

永田議長 以上で報告を終わります。
ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はあり

ませんか。

永田議長 (異議なし)
異議もないようですので、議案第1号、番号1について採

決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

永田議長 (全員挙手)
全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
つぎに、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に

ついて上程します。案件は1件です。

田中係長 番号1について事務局より説明願います。
議案に入る前に少し、説明させていただきます。
本案件は、自宅の横を農業用敷地として、敷地拡張し、駐車場及び資材置場として転用したいという案件になります。

当申請者は、農業従事者であります。

申請地は、平成26年頃から進入路、また、農業用資材置場等として利用されており、無断転用となっていました。

今回の件については、農地法等に対する理解不足により生じたものであり、始末書を提出して頂いております。

農地が無断転用されてしまった場合、許可権者が無断転用者に対して行政指導を行い、農地転用許可申請書を提出させて、追認的に許可を出すことが認められております。

追認の確認としましては立地基準、一般基準を満たしていることが条件となります。ただし、追認ありきではありませんのでご了承の程、よろしく願います。

議案に戻りまして、議案第4号、1番についてご説明します。

4 ページをご覧ください。

申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は、〇〇地区にある農地です。

申請人は農業をされており、農業用機械の出入口が狭く、また、農業用資材置場等が不足している状況です。

今回、後継者と事業拡大に伴いトラック及び農業用機械の出入口、また、農業用資材置場が必要なことから自宅に隣接する当該農地を選択されました。

給排水計画については、給水及び生活雑排水は、駐車場及び資材置場のためありません。

雨水は地下浸透、オーバーフロー分は、隣接する排水路へ流す計画です。

農地区分は、農用地区域外で、南東側には農地の広がりがある、第1種農地ではありますが、農地の端部で「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当し、許可できる案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので報告を井副委員よりお願いします。

井副委員

2月3日午後1時30分より、申請者代理人立会のものと現地を確認いたしました。

申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われますので、審議方、お願いします。

以上で報告を終わります。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第4号、番号1について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画書(所有権移転)について上程します。事務局より説明願います。

田中係長

議案第5号についてご説明します。資料は、5ページをご覧ください。

今月の契約は、4件で、1番・2番が公社の買入、3番・4番が公社からの売り渡しです。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10aあたりの金額および対価等は資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第5号については機構法第18条第11項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

次に、議案第6号農用地利用集積等促進計画書(利用権設定)について上程します。事務局より説明願います。

福田職員 　　議案第6号についてご説明します。6ページをご覧ください。この案件は全部で5件ありまして、農業公社を通した農地バンクの案件です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第6号については機構法第18条第11項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

（質問なし）

永田議長 　　それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長 　　―<連絡事項について説明>―

井副副会長 　　それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

（午後1時59分閉会）

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)